

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	三菱UFJ 海外債券オープン
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券
4. 商品属性	
当初設定日	2000年8月11日
信託期間	無期限
クローズド期間	なし
主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ●三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ●三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドは、わが国を除く世界主要国公社債を主要投資対象とします。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。 ●主として、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国を除く世界主要国の公社債への分散投資を行います。 ●原則として、為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ●デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)
決算日	原則として毎年12月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ●年1回の決算時(原則として毎年12月15日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ●分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	<p>委託会社は、以下の場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ◇この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ◇やむを得ない事情が発生したとき <p>償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。</p>
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.1%(税抜年1%) (内訳:委託会社0.55%(税抜0.50%)、販売会社0.495%(税抜0.45%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ● 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ● その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>

項目	内容
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等 価格変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク	<p>ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> <p>一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。</p> <p>当ファンドでは、主にマザーファンド受益証券を通じて、公社債を投資対象としており、信用リスクを伴っています。信用リスクとは、有価証券等の発行者に経営不振等が予想された場合の有価証券等の価格の下落、もしくは価値が無くなること、または有価証券等の取引を行う先に経営不振等が生じた場合に債務が不履行となることをいい、当ファンドはそのリスクを伴います。</p> <p>有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要や売り供給が十分になく、十分な流動性の下での取引を行えなかったり、取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。</p>
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(=基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。